

# 東京集

## 美祢市観光業務職員

- 募集人数 若干名
- 勤務場所 美祢市総合観光部観光総務課関係各所（秋芳洞・養鱒場・秋吉台観光交流センター等）
- 応募資格 観光業務に关心があり、健康で体力に自信がある人
- 勤務内容 観光案内業務等観光業務全般
- 任用条件
  - ①日額7,000円
  - ②月22日程度の勤務（基本土日祝日交代出勤）
- ※必要に応じ時間外勤務手当、距離に応じた通勤手当を支給します。
- ※社会保険、雇用保険、厚生年金に加入します。
- 任用期間 4月1日から平成28年3月31日まで
- 勤務時間 1日の勤務実態の最早朝時と最遅夕時のうち7時間45分
- 応募方法 観光総務課、秋吉台観光交流センターに備え付け、又は市ホームページからダウンロードした「美祢市観光総務課観光業務職員申込書」に必要事項を記入し、市販の履歴書（顔写真貼付）を添付して提出してください。
- 選考方法 個別面談・作文
- 募集締切 3月10日㈫ 17時15分まで
- 応募・問合せ先  
観光総務課  
美祢市大瀬町東分326番地1  
〔☎0837(52)1532〕  
秋吉台観光交流センター  
美祢市秋芳町秋吉3506番地2  
〔☎0837(62)0305〕

## 市内史跡ボランティアガイド

今年、幕末の長州藩を舞台としたテレビドラマの放映が始まり、

また明治維新150周年も近づきました。美祢市内にもその関連史跡が多く、市外からの観光客の増加も予想されます。については、美祢市の歴史・文化の魅力を伝えるためのボランティアガイドを養成するため、次の講座を開催します。興味のある人は受講され、ガイドとして活動してみられませんか。

### 【第1回史跡ボランティアガイド養成講座】（年4回開催決定）

- 内容 吉田松陰の妹：文ゆかりの人物にかかる市内の史跡等を学習します。
- 実施日 3月12日㈫ 13時30分～16時
- 場所 美東町大田・絵堂地区（大田・絵堂戦役関係史跡ほか）
- 募集締切 3月11日㈫
- 募集定員 10人
- 申込・問合せ先 文化財保護課  
〔☎0837(53)0189〕

## 自衛官等

### 募集対象

- 予備自衛官補
  - ①応募資格（7月1日現在）
    - ・一般 18歳以上34歳未満の人
    - ・技能 18歳以上で保有する国家免許資格等によって53～55歳未満の人
  - ②受付期間 3月24日㈫まで
  - ③試験日 4月10日㈮～14日㈫のうち1日

### ● 幹部候補生

- ①応募資格（平成28年4月1日現在、下記のいずれかに該当する人）
  - ・22歳以上26歳未満の人
  - ・20歳以上22歳未満で大学卒業（平成28年3月卒業見込含む）の人
  - ・28歳未満で大学院修士課程修了（平成28年3月修了見込含む）の人
- ②受付期間 5月1日㈮まで
- ③試験日 5月16日㈯・17日㈰

### 募集説明会

自衛隊宇部地域事務所（宇部新川駅東側徒歩1分）にて、隨時実施。

- 申込・問合せ先  
自衛隊宇部地域事務所  
〔☎0836(31)4355〕

## 法務省専門職員【人間科学】

- 職種 ①矯正心理専門職  
②法務教官  
③保護観察官

### ● 受験資格

- ・平成27年4月1日現在の年齢が30歳未満の人
- ・大学を卒業した人及び平成28年3月までに大学を卒業する見込みの人
- ・②・③は、短期大学又は高等専門学校を卒業した人及び平成28年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの人も可

### ● 受付期間

4月1日㈫～9時～13時

### ● 申込方法

原則として、インターネット申込み

#### 専用アドレス

[✉http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html]

- 問合せ先 美祢社会復帰促進センター庶務課

〔☎0837(57)5131〕

# お知らせ

## 里親制度について

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

### ● 対象児童

児童相談所長が、里親の下で生活が必要と認める0歳から18歳までの児童です。

養育期間は、話し合いにより児童相談所が必要と認める期間です。

### ● 里親になれる人

豊かな愛情をもって、心身ともに健康で養育に熱意のある人です。

### ● 里親の種類

・療育里親 保護者のいない子どもや保護者に養育させるこ

とが不適当な子どもを養育する里親です。

※研修受講が必要です。

- ・養子縁組里親 養子縁組を前提とした里親です。

- ・親族里親 実親の死亡や行方不明等、やむを得ない事情で、扶養義務のある親族が養育する場合。

- ・専門里親 虐待を受けた子ども・障害のある子どもを養育します。

※詳細は中央児童相談所までご連絡ください。

[☎]083(922)7511

- 問合せ先 地域福祉課

[☎]0837(52)5228

## 生活困窮者の自立支援

生活困窮者の自立を促進することを目的とした「生活困窮者自立支援法」4月に施行されます。

市では、同法の施行に伴い、自立相談支援事業を美祢市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者の自立に向けた相談窓口を開設します。

- 開始日 4月1日

- 対象者 市内居住の人で、経済的な問題などで生活にお困りの人

- 支援内容（利用無料）

- ・相談により、抱える課題を把握し、支援計画を作成します。
- ・支援計画に基づき、生活の安定や就労促進など自立に向けた支援を実施します。

- 相談受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始を除く。）

- 相談窓口

美祢市社会福祉協議会

美祢市大嶺町東分320-1

[☎]0837(52)5222

- 問合せ先 地域福祉課

[☎]0837(52)5227

## 「ことばの教室幼児部」移転のお知らせ

市内に在住し、聞こえ方やことばの発達について気になる幼児等を対象とした「ことばの教室幼児部」事業を現在は美祢市勤労青少年ホームにて実施していますが、4月より宇部総合支援学校美祢分教室が旧桃木小学校跡地にて開設されるのに伴い、旧小学校の敷地内に移転します。

- 問合せ先 地域福祉課

[☎]0837(52)5228

## 平成27年度就学援助交付申請のお知らせ

子どもを小・中学校に就学させることが経済的に困難なご家庭に対して、給食費や学用品費など学校で必要な費用の一部を補助します。

- 申請に必要なもの

- ①平成26年分の世帯の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の写し、年金振込通知書等）
- ②借家人の人は家賃を確認できるもの（契約書、領収書等）
- ③児童扶養手当を受給中の人には、児童扶養手当証書の写し
- ④認定後の振込先となる通帳の写し
- ⑤印鑑（認め印で結構です）

- 申請期間 3月18日㈫～4月17日㈰（土・日・祝を除く）

- 認定時期 6月中旬

- 受付時間 9時～17時

- 申請先 学校教育課、美東事務所、秋芳事務所

- 問合せ先 学校教育課  
[☎]0837(52)1118

## 「緑の募金」にご協力ください

緑とのふれあいを通じて、緑化に対する意識を高めていただくため、3月1日から5月31日までの期間を、春季県土緑化推進運動期間として、「緑の募金」などの緑化運動を展開します。

「緑の募金」では、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住みよい緑豊かな郷土づくりに寄与することを目的とし、森林を始めとする地域の緑化活動や学校緑化活動に活用しています。

この趣旨をご理解いただき「緑の募金」へのご協力をお願いします。

- 問合せ先

農林課

[☎]0837(52)1115

美東総合支所建設経済課

[☎]08396(2)5007

秋芳総合支所建設経済課

[☎]0837(62)1901

## 健康教室（3月開催）

美東病院では地域の病院として、少しでも市民の皆さんの健康に役立ちたいと考え健康に関するお話ををする機会を設けています。

事前予約は不要です。また、ご希望の話だけ選んでご参加して頂くことも可能です。

- 開催日時 毎週水曜日、第2・第4月曜日 12時～12時25分

- 場所 美東病院総合受付前

- 内容 以下の内容を週替わりで行います。

- ①薬は何剤まで？（3月4日）

- ②慢性肝炎・肝硬変について（3月9日）

- ③ピロリ菌について（3月11日）

- ④手術と麻酔（3月18日）

- ⑤バランスの良い食事について（3月23日）

- ⑥検査は何故必要？（3月25日）

- その他 時間が許される範囲で個別相談もお受けいたします。

病院都合で4～6月は健康教室をお休みさせていただきます。7月から再開する予定ですので、よろしくお願いします。

- 問合せ先 美東病院

[☎]08396(2)0515

## 危険物取扱者試験（前期）

- 試験の種類 甲種、乙種、丙種（複数、併願受験可能）

- 日時 6月14日㈰

- ・乙種4類 9時30分～
- ・甲種、乙種（4類を除く）、丙種、複数受験 13時～

- 場所 美祢市ほか県内12市

- 願書受付期間

- ・電子申請 4月7日㈪～4月18日㈯

- ・書面申請 4月10日㈮～4月21日㈯

- 受験願書請求先 消防本部予防課又は消防署東部出張所

- 受験願書提出・問合せ先 危険物安全協会（消防本部予防課内）

[☎]0837(52)2286

## 美祢市シルバー人材センター入会説明会

- 日時・場所 3月16日㈰

- ・9時 美東事務所

- ・10時30分 秋芳事務所

- ・14時 美祢事務局

また、美祢市シルバー人材センターでは、臨時のかつ短期的な雇用による就業についての職業紹介、及び一般労働者派遣事業も行っています。

- 問合せ先 美祢市シルバー人材センター美祢事務局

[☎]0837(53)0541

## 各種相談

### 年金相談

3月11日㈫ 9時30分～12時、13時～15時30分  
美祢市民会館  
予約先 宇部年金事務所 [☎0836(33)7111]

### 農業問題相談

3月18日㈫ 9時～11時30分 農業委員会事務局  
予約先 農業委員会事務局 [☎0837(52)5241]  
※開催日の1週間前までに予約が必要です。

### 行政相談

3月18日㈫ 10時～12時 美祢市民会館  
3月25日㈫ 13時30分～16時30分 別府公民館

### 心配ごと相談

毎週水曜日 13時30分～16時30分 (受付16時まで)  
3月4日㈫ 伊佐公民館、赤郷公民館  
3月11日㈫ 美祢市社会福祉協議会、  
秋芳地域福祉センター  
3月18日㈫ 美祢市社会福祉協議会、  
美東地域福祉センター  
3月25日㈫ 美祢市社会福祉協議会、別府公民館

### 職業相談

3月11日㈫ 10時～11時 美祢市美東センター  
3月11日㈫ 12時30分～16時 サンワーク美祢  
3月25日㈫ 10時～11時 嘉万公民館  
3月25日㈫ 12時30分～16時 サンワーク美祢  
問合せ先 宇部公共職業安定所 [☎0836(31)0164]

### 人権相談

3月4日㈫ 13時30分～16時30分 赤郷公民館  
3月11日㈫ 13時30分～16時30分 秋芳地域福祉センター  
3月18日㈫ 10時～15時 美祢市民会館

### 司法書士による無料法律相談会

3月5日㈫ 13時～15時 美祢市役所  
4月2日㈫ 13時～15時 美祢市役所  
(3月26日㈫予約開始)

### 弁護士による無料法律相談

3月19日㈫ 13時30分～15時20分 美東総合支所  
(3月12日㈫予約開始)  
予約電話 市民相談室 [☎0837(52)5230]

## 日曜休日当番医

美祢市医師会	診療時間 9時～17時
3月1日㈰	札場クリニック 〔大嶺町吉則 ☎0837(52)2847〕
3月8日㈰	藤村内科クリニック 〔大嶺町前川通 ☎0837(54)1420〕
3月15日㈰	原田外科医院 〔大嶺町前川通 ☎0837(52)0756〕
3月21日祝	中元医院 〔伊佐町稻荷町 ☎0837(53)0323〕
3月22日㈰	白井クリニック 〔於福町金山2区 ☎0837(56)1122〕
3月29日㈰	山本医院 〔大嶺町中村上 ☎0837(52)1516〕

美祢郡医師会	診療時間 9時～17時
3月1日㈰	あきよし竹尾クリニック 〔秋芳町秋吉 ☎0837(63)0088〕
3月8日㈰	美東病院 〔美東町大田 ☎08396(2)0515〕
3月15日㈰	さかい内科クリニック 〔秋芳町秋吉 ☎0837(62)1200〕
3月21日祝	美東病院 〔美東町大田 ☎08396(2)0515〕
3月22日㈰	時澤医院 〔秋芳町秋吉 ☎0837(62)0015〕
3月29日㈰	美東病院 〔美東町大田 ☎08396(2)0515〕

## 保健だより

### 健康相談

3月6日㈮ 9時30分～11時  
別府公民館 1歳6か月児健康診査  
3月10日㈫ 13時～13時30分  
美祢市保健センター

### 育児相談

3月9日㈰ 13時30分～15時  
美祢市保健センター 3歳児健康診査  
3月18日㈫ 12時30分～13時15分  
美祢市保健センター  
3月19日㈫ 9時30分～11時30分  
秋芳保健センター 離乳食学級  
3月30日㈰ 9時30分～11時30分  
美東保健福祉センター 3月3日㈫ 10時30分～11時30分  
美祢市保健センター

**3月納付  
カレンダー 3月31日㈫** **納期限**

納付種別	納付対象
有線テレビ使用料	6期
国民健康保険料	9期
住宅使用料	3月分

## あなたの住所に「方書(かたがき)」は入っていますか?

アパートや市営住宅などの集合住宅の場合、同じ世帯ではないのに住所は同じなど、地番の表示だけでは世帯状況がわかりにくく、郵便物がご本人に正確に届かないなどのトラブルが発生しています。

住民票の住所には「方書」を記載し、そのようなトラブルを防止することが必要です。

※方書（かたがき）とは、住所が番地までの記載だけでは明らかでない場合に付け加える「アパート名」、「部屋番号」、「何某方」などのことです。

集合住宅等にお住まいでも、同じ地番に複数の世帯が存在する場合は、ご本人から住民票に方書を表示する届出を行い、郵便物や各種通知等が確実に届くようにすることが大切です。

### 【例】

届出前：美祢市〇〇町〇〇1234番地



届出後：美祢市〇〇町〇〇1234番地（△△アパート□□号）  
又は 美祢市〇〇町〇〇1234番地（△△方）

◆方書の登録又は変更を希望される人は手続きが必要です

【申請者】世帯主又は同一世帯の人

(同一世帯でない人が代理で申請される場合は、委任状が必要です)

【申請場所】市民課住民係、各総合支所市民窓口係又は各出張所

【持参するもの】本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）、印鑑（みとめ印）

※方書登録（又は変更）の際の各種カード、保険証等の取扱い

●住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード及び旧外国人登録証について  
カードに方書の追加記載が必要です。手続きの際にご持参ください。

●国民健康被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・各種医療費受給者証について  
希望者には方書を追加記載します。（記載がなくても有効期間満了日まで使用できます。）

●運転免許証について

方書記載に伴う住所変更手続きは不要です。

各種カードや被保険者証に方書の追加記載を希望される人は、本庁市民課又は各総合支所市民窓口係にご持参ください。

## 住所の届出は正しく行いましょう。

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

あなたが行政サービスを確実に受けられるようにするために、引っ越しなどにより住所を移したときは、速やかに住所変更の届出を行ってください。

問合せ先 市民課 [☎0837(52)5230]

## やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

この制度は、障害のある人や高齢者のほか、けが、妊娠婦などの車の乗降が困難な人のために、公共施設や店舗などに専用の駐車場を確保し、利用証が交付された人の利便性を高めるため創設された山口県制度です。

なお、中国・四国・九州地方の外、各県でも同様の制度の利用が開始されていますので、県外へ外出された時にも利用できます。

### 対象

- ・障害、高齢、難病等により、駐車場の利用に配慮が必要な人
- ・けが、妊娠婦など一時的に、駐車場の利用に配慮が必要な人

### 利用証の交付・返還

- ・交付・返還窓口  
地域福祉課、各総合支所総合窓口課、保健センター、  
美祢市社会福祉協議会各地域福祉センター

### 申請時に持参するもの

- ・身体障害者手帳や療育手帳、母子健康手帳など
- ※申請に必要な書類があります。

詳しくは利用証交付窓口へお問い合わせください。

### 利用証の返還

けが、妊娠婦などで、有効期限のある利用証の交付を受けた人は、有効期限経過後、速やかに窓口に返還をしてください。



問合せ先 地域福祉課 [☎0837(52)5228]

# 固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係まで問い合わせください。

## 固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。

閲覧開始日 4月1日㈫～(土・日・祝を除く。)

※4月1日㈫～30日㈫まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳（写）の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者
- ②納税義務者
- ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族（確認が必要となります。）

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ⑤借地人及び借家人（確認が必要となります。）

※当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ

- ⑥納税者から委任を受けた人  
(必ず委任状を持参してください。)

- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人  
(法の定めによる管理人・管財人など)

※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ

- ⑧賦課期日（1月1日）以後の新所有者

## 土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日㈫～30日㈫ (土・日・祝を除く。)

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課

美東地域分→美東総合支所

秋芳地域分→秋芳総合支所

(各出張所では縦覧できません。)

### 縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人  
(必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人  
(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

### 縦覧方法

- ①窓口備え付け縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承願います。メモを取る場合は、備え付けのメモ用紙にお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承願います。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

# 平成27年度は固定資産税の評価替えの年です

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に土地、家屋、償却資産（これらを「固定資産」といいます。）を所有している人が、その評価額に応じて納めていただく税金です。

固定資産のうち土地と家屋については、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。これを「評価替え」といいます。平成27年度は、評価替えの年度にあたります。

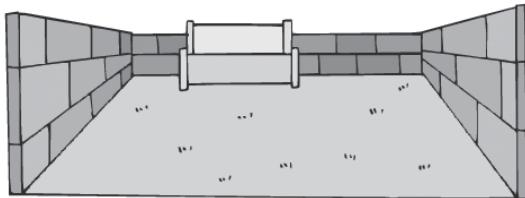
## 土地の評価替え

宅地の状況類似地区及び標準地は、同一用途区分により再区分を行い、地域的な類似性、代替性、地価水準及び地価変動率との関係などを考慮し、市としての統一した基準で見直します。

宅地の評価は、画地ごとに行い、原則として1筆を1画地としますが、利用状況によって、2筆以上の土地を1画地に、また、1筆の一部を1画地にすることもあります。画地ごとに道路、形状などの補正により、各筆の評価を行い、各地域で異なっていた画地の補正を統一し、画地認定の際に違う地目の土地が一体利用されている場合は、地目を見直す場合もあります。

雑種地については、その位置、利用状況などを考慮し、付近の土地の価額に比準して価額を求めますが、宅地に近い利用状況のものから山林に近い状況のものまで多岐にわたり、地域ごとに比準する土地の基準が異なり、状況に応じた補正の基準も異なっていましたので、評価方法を統一します。

今回も前回(平成24年度)同様、評価の均衡化・適正化・公平化を図るため、鑑定評価などから適正な価値を求め、資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直しますので、一部の土地の評価額が変動する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



## 家屋の評価替え

家屋の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、原則として再建築価格（※1）を基準に評価する方法が採用されています。



固定資産評価基準は、3年ごとに建築資材、物価などの動向を調査し改正されます。平成27年度の評価替えの方法としては、前年度の再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じて、評価替え後の再建築費評点数を求めることがあります。

なお、新しい評価額は増改築などがない限り3年間同じになります。

### ●評価額の算出

- 前基準年度（平成24年度）の再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じたものが、平成27年度の再建築費評点数になります。
- この再建築費評点数に経年減点補正率（※2）及び物価水準による補正率などから算出される評点1点当たりの価額などを乗じることにより、その家の評価額を求めます。
- 評価額が前年度の価額を超える場合には、決定価額は原則として前年度の価額に据え置かれます。

## 現地調査

今後も土地と家屋の現況を的確に把握するため、現地調査を隨時進める予定です。現地での調査につきまして、ご理解とご協力をお願いします。



### ■用語解説

#### （※1）再建築価格

評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

#### （※2）経年減点補正率

建築後、年数の経過した家屋では、再建築価格をそのままにせず、一定の減少率を乗じて算出します。これを経年減点補正率といいます。この率は、家屋の構造・用途・種類などによって異なり、最も減価したときは再建築価格の20%までとされています。